

第5次地方分権一括法が成立し、農業振興地域の整備に関する法律(農振法)及び農地法が改正されました。平成28年4月から農地法の指定市町村制度により農林水産大臣が指定した市町村への農地転用許可権限の移譲が可能となります。

農地制度のあり方について

経緯

地方六団体では、農地制度のあり方に関するプロジェクトチームを設置し、真に守るべき農地はしっかり確保した上で、住民に身近な地方自治体が主体となって地域の実情に応じた土地利用を実現する観点から、農地制度のあり方について国に提言するに当たっての考え方を整理しました。

基本的認識

- 真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識
- 地方が主体となり、農地を確保しつつ、都市・農村を通じた総合的なまちづくりを推進

現行制度の課題

- 農地の総量確保目標と現実が乖離
- 総量確保の目標の設定にあたり、国・地方で十分な議論がつくされなかった
- 平成22年407万ha→平成32年415万ha
- 大臣許可・協議に係る農地転用に多大な時間・手間を要し、迅速性に欠けるとともに、総合的なまちづくりに支障
- 2ha超 4ha以下 知事許可 (要大臣協議)
- 4ha超 大臣許可

見直しの方向性

- 農地の総量確保の仕組みの充実**
 - 市町村が主体的に設定した目標の積上を基本に、国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量目標を設定
- 農地転用許可制度の見直し**
 - 個々の農地転用許可は、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担って行く観点から市町村に移譲
 - 転用基準の更なる明確化

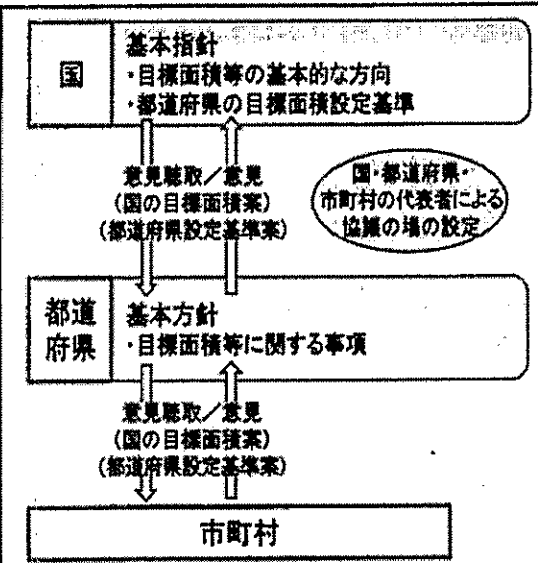
第5次地方分権一括法による農振法及び農地法の改正概要

農地の総量確保のための仕組みの充実

- 国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築
 - ・地域における農地の実情を反映(市町村の参画)→市町村の意見聴取手続きの創設 など
- 上記のほか、「対応方針」(平成27年1月30日閣議決定)において、国と地方の十分な議論を担保するため、国・都道府県・市町村の協議の場を設定することなどを盛り込み

農地転用許可の権限移譲等

- 農地転用許可に係る事務・権限は、農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から、地方に移譲
 - ・2~4haの農地転用に係る国協議は廃止
 - ・4ha超の農地転用に係る事務・権限は、国との協議を付した上で、都道府県(下記の指定市町村にあっては、当該指定市町村)に移譲
 - ・農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する施策の実施状況を考慮して農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲
- 上記のほか、「対応方針」において、権限移譲に当たり、事例集の作成など制度の適正な運用に資する支援を行うことなどを盛り込み



【赤字は、今回の改正内容を記載】

| | 現行制度 | 改正後 |
|---------------|------|------|
| 4ha超 | 国 | 都道府県 |
| 4ha以下 2ha超 | 都道府県 | 都道府県 |
| 2ha以下 | 都道府県 | 市町村 |

指定市町村の指定手続き

- 農林水産大臣が市町村が行う申請に基づき指定

指定市町村の基準

- 優良農地を確保する目標を定める。
- 農地転用許可等を基準に従って適正に運用する。
- 農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っている。

指定スケジュール(第1回目)

- 事前調整:平成28年2月~平成28年3月
- 申請受付(目安):平成28年4月1日~平成28年4月15日
- 指定日(最も早い場合):平成28年6月1日
- 移譲日:事務処理特例による権限移譲を受けている市町 指定日
- 事務処理特例による権限移譲を受けていない市町 指定日から3ヶ月程度後(あらかじめ住民への周知がなされている場合は期間を考慮)

第5次地方分権一括法による農振法及び農地法の改正

- マクロ管理**
 - 農地の総量確保の仕組みに市町村が参画
- ミクロ管理**
 - 農地転用許可権限は、都道府県及び農林水産大臣の指定する市町村(指定市町村)に移譲